

令和7～10年度 競争入札参加資格申請について

◆ 『更別村』が発注する契約に係る競争入札又は見積合わせ等への参加を希望される方は、入札参加資格審査申請を行い、資格があることの認定を受ける必要があります。ただし、別表「申請者の資格要件」に合致していなければなりません。

1. 資格の有効期間

令和7年4月1日～令和11年3月31日

2. 申請者の資格要件

別表「申請者の資格要件」を参照ください。

3. 申請の種類

- ① 建設工事関係
- ② 設計関係
- ③ 物品調達等関係

4. 申請の方法

今回の資格申請から、電子申請を導入します。

申請される方は、原則、電子申請により申請してください。

やむを得ず電子申請によることができない場合は郵送又は持参による申請を認めますが、その場合でも可能な限り郵送での申請をお願い致します。

※メールで提出された申請書類は受理できませんので、ご注意ください。

5. URL

<https://www.sarabetsu.jp/shigoto/nyusatsu/shikaku/r7/>

村ホームページ「仕事・産業」⇒「入札」⇒「競争入札参加資格申請」
⇒「令和7～10年度競争入札参加資格申請（定期）」

6. 申請の詳細

受付方法	<電子申請> 5. のURLに掲載される「電子申請リンク先」で申請書類のファイルをアップロードしてください。 詳細な手順は、別紙「電子申請手順書」を参照ください。
	<郵送又は持参> 7. の郵送先・持参場所へ郵送又は持参してください。
受付期間	令和7年1月17日（金）午前8時30分～ 令和7年2月17日（月）午後5時15分 ※受付期間が過ぎてからの申請は、いかなる理由であってもお受けできませんのでご注意ください。
	<電子申請>受付期間内であれば24時間申請可能です。
	<郵送>受付は2月17日（月）必着分までとします。 <持参>正午～午後1時、土・日曜、祝日を除きます。

申請書類	<p>【①建設工事関係】 【②設計関係】 北海道公共工事契約業務連絡協議会が定める様式、添付書類</p> <p>【③物品購入等関係】 更別村独自様式、添付書類</p> <p>※詳細は、5. のURLに掲載している「必要書類一覧表（建設工事関係・設計関係）（物品調達等関係）」を確認してください。</p> <p>※5. のURLに様式のファイルを掲載していますのでダウンロードしてお使いください。今回から全て押印は不要としています。</p> <p>用紙の配布はいたしませんのでご了承ください。</p> <p>※郵送又は持参の場合の提出部数は各1部です。</p>
受 理	<p>申請書類の審査を行い、要件を満たすと認めるときは、電子申請の場合のみ「審査完了のお知らせ」メールを送付します。郵送又は持参の場合は「受理票」等の交付や通知は行いません。</p> <p>不足書類があるときは、電子申請の場合はメールで連絡し、郵送の場合は返送又は電話等で連絡し、持参の場合は「不足書類確認書」を交付し、いずれも指定期限内の書類提出をもって、電子申請の場合のみ「審査完了のお知らせ」メールを送付します。</p>
資格登録	<p>資格登録の確定は2月下旬を予定していますが、「審査完了のお知らせ」メール以外に改めて登録した旨の資格決定通知書は送付いたしませんのでご了承ください。</p> <p>なお、令和7～10年度の競争入札参加資格を有する者の名簿は令和7年4月1日以降に村ホームページに掲載いたしますので、登録内容の確認が可能です。</p>
注 意 事 項	<p><電子申請></p> <p>5. のURLにエクセル形式で掲載している申請書類は、エクセル形式のままアップロードしてください。</p> <p>その他の申請書類は、書面をスキャンしてPDFファイル化し、アップロードしてください。PDF形式のものがある場合はそのままアップロードしてください。</p> <p>アップロードできない申請書類がある場合は、申請後に表示される画面を印刷したものとアップロードできない申請書類を、7. の郵送先・持参場所へ郵送又は持参してください（令和7年2月17日（月）必着）。</p> <p><郵送又は持参></p> <p>【①建設工事関係】と【②設計関係】をそれぞれ提出される場合は、別々のファイルに綴って提出してください。書類のホチキス止めはしないでください。</p> <p>【③物品購入等関係】はファイルに綴る必要はありません。（クリップ等で外れないようにしてください。）</p>

7. 問合せ先（郵送先・持参場所）

更別村役場 総務課 財政契約係

〒089-1595 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地

電 話：0155-52-2111

F A X：0155-52-2812 M a i l：soumu@sarabetsu.jp

申請者の資格要件

1. 資格審査の申請ができない者

- ① 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者
- ② 更別村の村税の滞納がある者
- ③ 国税（法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税）の滞納がある者
- ④ 更別村暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年更別村条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当する者

2. 契約の種類による資格要件

（1）建設工事

- ① 申請しようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による許可を受けており、かつ、当該許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 資格審査の申請をする日の1年7ヵ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、建設業法による総合評定値の通知を受けていること。
- ③ 令和4年度・令和5年度のいずれかの決算において、申請工種に対応する完成工事高があること。
- ④ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全てにおいて加入又は適用除外であること。

（2）設計

- ① 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営み、かつ、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高があること。
- ② 建設工事の設計の申請をする者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。
- ③ 測量の申請をする者は、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けていること。
- ④ ②及び③のほか、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ていること。

（3）物品調達等

- ① 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営み、かつ、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間にその事業に係る売上高があること。
- ② 官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ていること。

3. 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- ① 1. ①、④に該当するに至ったとき。
- ② 2. の資格要件を欠くに至ったとき。
- ③ 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。